

## 品川区校区教育協働委員会設置要綱

制定	平成 28 年 3 月 31 日	教育長決定	要綱第 25 号
改正	平成 29 年 3 月 31 日	教育長決定	要綱第 7 号
改正	平成 30 年 3 月 30 日	教育長決定	要綱第 6 号
改正	平成 31 年 3 月 28 日	教育長決定	要綱第 8 号
改正	令和 2 年 3 月 17 日	教育長決定	要綱第 7 号
改正	令和 4 年 3 月 24 日	教育長決定	要綱第 5 号
改正	令和 5 年 3 月 24 日	教育長決定	要綱第 5 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、品川区校区教育協働委員会（以下「協働委員会」という。）の設置について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (趣旨)

第 2 条 協働委員会は、保護者および地域住民等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画を促進することにより、教育活動の継続性を担保するとともに、学校と地域住民等が一体となって学校運営の改善や児童・生徒の健全育成に取り組むものとする。

また、学校支援活動等の企画・調整を通じて、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教員や地域の大人が子どもと向き合う時間の増加、地域住民等の学習成果の活用機会の拡充および地域の教育力の活性化を図る。

### (設置)

第 3 条 品川区立小学校、中学校、義務教育学校（以下「学校」という。）に協働委員会を設置する。

- 2 複数の学校に一つの協働委員会を設置することもできる。
- 3 協働委員会を設置する学校および名称は、別表のとおりとする。

### (委員の委嘱)

第 4 条 協働委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は、小学校および中学校は 12 人以内、義務教育学校は 18 人以内とする。複数の学校に一つの協働委員会を設置した場合、2 校での設置は 18 人以内（義務教育学校が含まれ

る場合は24人以内)とする。ただし、品川区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
  - (1) 学校管理職
  - (2) 保護者
  - (3) 地域住民
  - (4) 学識経験者(校長経験者を含む。)
  - (5) 関係機関職員
  - (6) 卒業生
  - (7) 学校地域コーディネーター
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会教育長が必要と認めた者
- 3 委員の辞任等により欠員が生じた場合には、教育委員会は補欠の委員を委嘱することができる。

(委員の任期)

- 第5条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。
- 2 委員は、再任することができる。ただし、委員のうち、保護者、地域住民および卒業生の委員の連続した再任は、原則1度までとする。なお、持続可能な委員会の運営を行う上で、著しく支障をきたすと教育委員会が認めたときは、1年の任期の延長ができるものとする。

(委員長および副委員長)

- 第6条 協働委員会に委員長を置き、学識経験者の委員(委員として委嘱をされた学校に校長として勤務していた経験を有する者を除く。)から選任する。また、必要に応じて、副委員長を置くこととし、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、協働委員会を代表し、会務を総理する。
  - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(守秘義務等)

- 第7条 委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- (1) その職を退いた後も含めて職務上知り得た秘密を漏らすこと。
  - (2) 協働委員会および学校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと。
  - (3) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

と。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員としてふさわしくない行為を行うこと。

(委員の解嘱)

第8条 教育委員会は、委員から辞任の申し出があったときのほか、委員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解嘱することができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障により職務を遂行することができないとき。

(基本的な方針の承認)

第9条 校長は、次の各号に掲げる事項について基本的な方針を作成し、協働委員会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

2 校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に基づき、学校運営を行うこととする。

(学校評価)

第10条 協働委員会は、次の各号に掲げる事項について、学校の評価活動を行うものとする。

- (1) 学力に関すること。
- (2) 人間性や社会性に関すること。
- (3) 体力・健康に関すること。
- (4) いじめ防止の取組に関すること。
- (5) 特色ある教育活動に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

2 委員は、協働委員会において前項の評価活動について、報告し、協議するものとする。

3 協働委員会は、前項の評価を取りまとめのうえ、指定の学校評価表を作成し、校長を経由して教育委員会に提出するものとする。

4 学校の校長は作成した学校評価表を学校ホームページへ掲載し、公表するものとする。

5 委員は、評価活動のため、日常的に学校を訪問し、授業および行事などの

教育活動を見学するものとする。ただし、その際、学校運営や教育活動の妨げとならないようにしなければならない。

(区費教職員等の活用に関する意見)

第 11 条 協働委員会は、学校の特色ある教育活動を推進していくため、区費教職員等の活用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

(学校支援活動等)

第 12 条 協働委員会は、学校に設置された学校支援地域本部が実施する学校支援活動等の企画・調整および評価を行うものとする。

(協働委員会に関する評価)

第 13 条 委員長は、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条および、その他教育委員会が定める事項について評価し、指定の報告書を作成し、校長を經由して教育委員会に提出するものとする。

(住民参画の促進)

第 14 条 協働委員会は、学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協働委員会は、学校の教育活動に対する地域住民等の積極的な参画および支援が促進されるよう努めるものとする。

(広報活動)

第 15 条 協働委員会は、その活動状況に関する情報を地域住民等に提供するよう努めるものとする。

(会議の運営)

第 16 条 協働委員会の開催は、原則として 1 年度につき 6 回とし、委員長が召集する。ただし、教育委員会が認める場合はこの限りではない。

2 協働委員会の会議は、原則として委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協働委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 協働委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 協働委員会の庶務は、学校が担当する。

(部会等の設置)

第17条 協働委員会は、その定めるところにより、部会等の組織を置くことができる。

(経費)

第18条 協働委員会の運営に要する経費は、予算の範囲内で別に定める。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、協働委員会の運営に関し必要な事項は、教育次長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則 (改正 平成29年3月31日)

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則 (改正 平成30年3月30日)

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則 (改正 平成31年3月28日)

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則 (改正 令和2年3月17日)

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

付 則 (改正 令和4年3月24日)

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

付 則 (改正 令和5年3月24日)

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

名 称	学 校 名
城南小学校校区教育協働委員会	品川区立城南小学校
浅間台小学校校区教育協働委員会	品川区立浅間台小学校
三木小学校校区教育協働委員会	品川区立三木小学校
御殿山小学校校区教育協働委員会	品川区立御殿山小学校
城南第二小学校校区教育協働委員会	品川区立城南第二小学校
第一日野小学校校区教育協働委員会	品川区立第一日野小学校
芳水小学校校区教育協働委員会	品川区立芳水小学校
第三日野小学校校区教育協働委員会	品川区立第三日野小学校
第四日野小学校校区教育協働委員会	品川区立第四日野小学校
大井第一小学校校区教育協働委員会	品川区立大井第一小学校
鮫浜小学校校区教育協働委員会	品川区立鮫浜小学校
山中小学校校区教育協働委員会	品川区立山中小学校
立会小学校校区教育協働委員会	品川区立立会小学校
浜川小学校校区教育協働委員会	品川区立浜川小学校
伊藤小学校校区教育協働委員会	品川区立伊藤小学校
鈴ヶ森小学校・鈴ヶ森中学校 校区教育協働委員会	品川区立鈴ヶ森小学校 品川区立鈴ヶ森中学校
台場小学校校区教育協働委員会	品川区立台場小学校
京陽小学校校区教育協働委員会	品川区立京陽小学校
延山小学校校区教育協働委員会	品川区立延山小学校
中延小学校校区教育協働委員会	品川区立中延小学校
小山小学校校区教育協働委員会	品川区立小山小学校
大原小学校校区教育協働委員会	品川区立大原小学校
宮前小学校校区教育協働委員会	品川区立宮前小学校
源氏前小学校校区教育協働委員会	品川区立源氏前小学校
第二延山小学校校区教育協働委員会	品川区立第二延山小学校
後地小学校校区教育協働委員会	品川区立後地小学校
戸越小学校校区教育協働委員会	品川区立戸越小学校
旗台小学校校区教育協働委員会	品川区立旗台小学校

上神明小学校校区教育協働委員会	品川区立上神明小学校
清水台小学校校区教育協働委員会	品川区立清水台小学校
小山台小学校校区教育協働委員会	品川区立小山台小学校
東海中学校校区教育協働委員会	品川区立東海中学校
大崎中学校校区教育協働委員会	品川区立大崎中学校
浜川中学校校区教育協働委員会	品川区立浜川中学校
富士見台中学校校区教育協働委員会	品川区立富士見台中学校
荏原第一中学校校区教育協働委員会	品川区立荏原第一中学校
荏原第五中学校校区教育協働委員会	品川区立荏原第五中学校
荏原第六中学校校区教育協働委員会	品川区立荏原第六中学校
戸越台中学校校区教育協働委員会	品川区立戸越台中学校
日野学園校区教育協働委員会	品川区立日野学園
伊藤学園校区教育協働委員会	品川区立伊藤学園
八潮学園校区教育協働委員会	品川区立八潮学園
荏原平塚学園校区教育協働委員会	品川区立荏原平塚学園
品川学園校区教育協働委員会	品川区立品川学園
豊葉の杜学園校区教育協働委員会	品川区立豊葉の杜学園